

# ○草加市公民館運営審議会条例

昭和41年7月5日

条例第27号

改正 平成11年12月22日条例第27号

平成20年12月17日条例第29号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、草加市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平11条例27・一部改正）

(所掌事項)

第2条 審議会は、社会教育法第29条第2項に規定する事項を所掌する。

（平11条例27・全改）

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから草加市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

（平11条例27・追加、平20条例29・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を委嘱する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平11条例27・旧第3条繰下・一部改正）

(議長)

第5条 審議会に議長を置き、委員の互選により定める。

- 2 議長は、会務を掌理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 4 条繰下)

(会議)

第 6 条 審議会は、議長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 5 条繰下・一部改正)

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平 1 1 条例 2 7 ・追加)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

(平 1 1 条例 2 7 ・旧第 6 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年条例第 2 7 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる規定は、任期満了により施行日以後に委嘱又は任命される委員から適用する。

(1) から (8) まで 略

(9) 第 1 5 条の規定による改正後の草加市公民館運営審議会条例の規定

附 則 (平成 2 0 年条例第 2 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。